

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
津市	納所地区(納所町)	令和3年12月19日	

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	56.1ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	52.4ha
③地区内における65才以上の農業者の耕作面積の合計	8.7ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	8.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	16.2ha
(備考)	

### 2 対象地区の課題

<p>地区内には大規模な中心経営体は存在せず、地区外の中心経営体9名が入り作として農地を借り受け耕作を担っている。また、小規模農家も耕作を担っている現状である。</p> <p>一部の中心経営体は、後継者が未定あるいは不測の事態で農業の継続が困難になる可能性があり、地域として対策が必要である。</p> <p>地区内は圃場整備されているが、整備から50年以上経過しており、開水路の損傷が著しく早急な補修整備の必要がある。</p> <p>小規模農家については、高齢化および設備に費用がかかることから離農することが推測される。開水路の泥上げや草刈りは地権者で実施しているが、高齢化に伴い、今後継続していくことが危ぶまれる。また、農繁期の田植え時の用水管理も地権者が行っているが同様の状況である。</p>
--

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>地区内の農地利用は、中心経営体である認定農業者9経営体が担うほか、地区外から入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。</p>
--

※現在、中心経営体(担い手)として人・農地プランに掲載されている人数:9名

### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>離農する農家については、小規模農家と調整しながら原則として農地中間管理機構を介して地区外の中心経営体に貸し付け、集積・集約化を図っていく。</p>
<p>農地利用集積円滑化事業で利用権設定した農地については、現在の契約期間満了時に農地中間管理機構を介した貸借へ切り替えていく。</p>
<p>農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、行政と連携しながら農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組む。</p>
<p>開水路の清掃作業は、多面的機能支払交付金を利用して共同作業で継続できるように取り組む。また、開水路の整備について、行政と連携しながら事業化へ向けた検討を行う。</p>